熱 監 第 ２ ５ 号

令和７年１２月２４日

熱海市長　齊　藤　　栄　　様

熱海市監査委員　山　田　義　廣

熱海市監査委員　稲　村　千　尋

令和７年度　定期監査（学校）の結果について（報告）

地方自治法第１９９条第１項及び第４項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第９項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

１　監査の種類

地方自治法第１９９条第４項に規定する定期監査

２　監査の対象校(園)

(1) 中学校：１校　熱海中学校

(2) 小学校：１校　桃山小学校

３　監査の期間

令和７年１０月１５日（水）から令和７年１２月２４日（水）まで

４　監査の範囲

令和７年度における学校の財務に関する事務の執行及び施設の維持管理状況

５　監査の視点

監査に当たっては、次の事項を主眼とした。

(1) 会計処理に関する事項

(2) 庶務・服務・物品管理に関する事項

(3) 施設の維持管理・安全に関する事項

(4) 勤怠管理に関する事項

６　監査の方法

本監査は、熱海市監査基準に準拠し、各学校(園)からあらかじめ提出を求めた監査資料をもとに、学校長及び事務担当者並びに教育委員会所管課職員から説明を聴取するとともに、当該関係書類、諸帳簿等から監査事項を抽出し、照査する等の方法により実施した。

また、必要に応じて施設を視察し、その管理状況等についても監査を実施した。

７　監査の結果

事務の執行状況及び施設の維持管理状況については、概ね適正に執行されていると認められた。

監査の結果に関する報告は、以上のとおりであるが、地方自治法第１９９条第１０項の規定により、次のとおり申し添える。

［意見・要望］

(1)私費会計の取扱いについて

一部の学校において、卒業積立金に関する決算報告書が作成されておらず、会計監査も実施されていなかったことが確認された。この件について、学校長より既に対応されており、令和７年度より改善策を講じる旨の報告を受けた。今一度、熱海市立小・中学校学校徴収金取扱基準を確認し、適正な会計処理を徹底して行うよう厳正に努められたい。

(2)物品管理及び薬品管理について

備品管理については、備品台帳および現物の検査を行った結果、概ね適正に管理しているものと認められた。今後とも紙面上の記録のみに留めることなく、定期的に現物と備品台帳との照合を実施し、適正な事務処理および台帳の管理に努められたい。

また、理科室および理科準備室における施錠や鍵の管理、並びに毒物・劇物を含む薬品の保存状況についても、概ね良好であった。一部の学校においては、現在、校長指導のもと、理科室備品台帳等の管理体制の見直しが進められていると報告を受けた。引き続き、理科教育に関する専門的知識や経験を活かし、適切な助言および支援を行うとともに、校内薬品管理規定に定められた事項を遵守し、適正な管理を継続されたい。

(3)郵券の管理について

郵券（切手・はがき）については、教育委員会で一括管理され、学校からの要請に応じて配布されている。確認の結果、取扱いおよび記録は適正であり、特段の問題も認められなかった。引き続き、適正な管理の維持に努められたい。

(4)消防施設について

消防法第４条の規定に基づき提出された立入検査結果通知書によると、令和７年１０月に実施された消防用設備等点検結果報告書の不備事項を消防本部より改修するよう求められた改善（計画）報告書については、既に消防本部へ提出され、これにより安全性の向上に努められた。

しかしながらその後の点検において、一部の学校で新たな不備項目が確認されたため、速やかに教育委員会と連携し、所要の改善を図られたい。

(5)出勤簿・休暇簿等について

出勤簿および休暇簿については、前回監査同様特段の問題は認められず、適正に処理されていることが確認された。今後も現行の管理方法を継続し、引き続き適正な事務処理をお願いしたい。

(6)学校施設の維持管理について

近年、学校施設の老朽化が進行しており、今後は建物のみならず、消防設備等の安全確保にも課題が生じる可能性がある。修繕等、必要な対応が求められる箇所については、緊急性や重要性の高いものを優先し、計画的に対応していただきたい。

一方で、児童生徒数の減少に伴い、学校施設の統廃合についても検討が進められている状況にある。こうした状況を踏まえ、施設の改修・更新については慎重に判断しつつ、教育活動に支障のない範囲で適切な維持管理に努めることが求められる。財政状況が厳しい中ではあるが、優先順位を明確にした上で、限られた予算を有効に活用し、安全安心な教育環境の確保に努められたい。